

## 甲南女子大学と農林水産省近畿農政局との 包括的連携協力に関する協定書

甲南女子大学（以下「甲」という。）と農林水産省近畿農政局（以下「乙」という。）は、相互の発展のため包括的に連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、相互の人的・知的資源の交流によって緊密な協力関係を築くことにより、甲にあっては広範囲な教育・研究面の向上及び地域社会への貢献、乙にあっては食料の安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展及び農村の振興、さらに我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解醸成に寄与することを目的とする。

### （連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 教育、研究活動及び技術開発に関するこ
- (2) 施策の推進に関するこ
- (3) 人材育成に関するこ
- (4) その他甲と乙が必要と認めること

### （連絡調整）

第3条 本協定に基づく取組を円滑かつ効果的に推進するため、甲にあっては「社会連携課」、乙にあっては「経営・事業支援部 食品企業課」を窓口として、連絡調整を行う。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定による有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から異議の申し入れがないときには、更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議の上、決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

令和7年3月12日

甲 神戸市東灘区森北町6丁目2-23

学校法人 甲南女子学園 甲南女子大学

学長

秋元典子

乙 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

農林水産省近畿農政局

局長

相本浩志



甲南女子大学

農林水産省  
近畿農政局